平成２４年（フ）第４１８８号
東京都板橋区板橋３丁目15―７　コーポフジノヤ２Ｃ
債務者　鴇田　慶一
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１９８号
東京都中野区新井５丁目31―４―203
債務者　野口　秀光
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２１９号
東京都足立区千住関屋町17―15―１―1411
債務者　鈴村　秀雄
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２２号
東京都品川区豊町１丁目１―15―103
債務者　我妻　肇子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２４５号
東京都杉並区松庵３丁目５―１
債務者　石原　佑紀
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３号
愛媛県八幡浜市大谷口２丁目３番１号　市営住宅大谷口第１―４―３
債務者　都築　紀昭
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第２０号
石川県加賀市分校町ウ92番地
債務者　中野ちえみ
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月14日午後３時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３２７号
東京都日野市東平山３丁目13番地の５豊田日野マンション103
債務者　平松　英治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５７２号
大阪市西成区天下茶屋１丁目28番38号　ＭＩＹＯ天下茶屋304号
債務者　江川　典明
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９２号
東京都立川市砂川町１丁目６―７―403
債務者　飯塚麻依子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６号
沖縄県中頭郡北谷町字浜川123番地　浜川ハイツ102
債務者　大城　望美（旧姓國吉）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５号
熊本県八代市通町10番42号
債務者　金子　政博
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第６４号
北海道帯広市西１条南28丁目９番地１　グリーンハウス21号室
債務者　小澤みゆき（旧姓薄井）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
東京都日野市日野台２丁目９番地の７アーバンホーム日野台205
債務者　古野　弘一
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
栃木県栃木市城内町２丁目33番33―345号　県営住宅
債務者　林本　京子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部